

新型コロナウイルス感染症経過報告書

学校保健安全法第 19 条により、生徒が新型コロナウイルスにかかった場合、本人の休養と他者への感染・流行を防ぐため、「発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで」出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。

症状が軽快とは、解熱剤を使用しないで解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを示すとされています。「新型コロナウイルス感染症」と医師に診断された場合は、保護者の方が下記の「経過報告書」を記入し、回復して登校する際に学校へ提出してください。

生徒氏名： 年 組 番

診断名： 新型コロナウイルス感染症

医療機関名：

受診日： 令和 年 月 日

新型コロナウイルス感染症発症後の経過

(1) 発症から 5 日を経過した日 ※発症日（0 日目）は医師の指示のもと記入

発症日=0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日



(2) 症状が軽快した後 1 日を経過した日 ※軽快した日を 0 日目とする

軽快日=0 日目	1 日目	2 日目
月 日	月 日	月 日



(3) 登校可能（再開）日：令和 年 月 日 ※ (1) (2) のうち遅い方が登校可能日

特記事項（他の感染症の併発など）： なし・あり（ ）

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

保護者氏名： ㊞

記入例

新型コロナウイルス感染症経過報告書

学校保健安全法第 19 条により、生徒が新型コロナウイルスにかかった場合、本人の休養と他者への感染・流行を防ぐため、「発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで」出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。

症状が軽快とは、解熱剤を使用しないで解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを示すとされています。「新型コロナウイルス」と医師に診断された場合は、保護者の方が下記の「経過報告書」を記入し、回復して登校する際に学校へ提出してください。

生徒氏名： 3 年 I 組 45 番 文京 太郎

診断名： 新型コロナウイルス感染症

医療機関名： 都立文京病院

受診日： 令和 5 年 6 月 1 日

コロナウイルス感染症発症後の経過

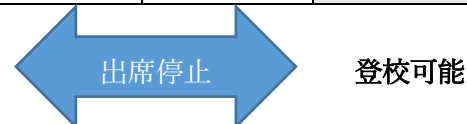
(1) 発症から 5 日を経過した日 ※発症日（0 日目）は医師の指示のもと記入

発症日＝0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目
6 月 1 日	6 月 2 日	6 月 3 日	6 月 4 日	6 月 5 日	6 月 7 日	6 月 8 日



(2) 症状が軽快した後 1 日を経過した日 ※軽快した日を 0 日目とする

軽快日＝0 日目	1 日目	2 日目
6 月 4 日	6 月 5 日	6 月 6 日



(3) 登校可能（再開）日： 令和 5 年 6 月 8 日 ※ (1) (2) のうち遅い方が登校可能日

特記事項（他の感染症の併発など）： なし・あり（インフルエンザ）

上記のとおり報告します。

令和 5 年 6 月 8 日

保護者氏名： 文京 一郎

文京